

令和7年度第1回 基山町情報公開審査会会議録

日 時 令和8年3月25日(水)

10時00分～10時55分

場 所 基山町役場 4階401会議室

○出席者○

【委員】(敬称略)

児玉 弘、原 憲一、田口 英信、内山 敏行、尾関 大雅

【事務局】

総務課長 平野 裕志

総務課文書法令係 係長 樋口 知美

主事補 原田 慶子

○会議録○

1 開会

(事務局により開会)

2 会長挨拶

(会長から挨拶)

3 議事

- (1) 令和7年度情報公開条例、個人情報保護法施行条例 運用状況報告について
(事務局から令和7年度運用状況について説明)

以下要点筆記

委員：資料2頁について、条例上、情報公開の請求できる人は、町民、仕事関係者等となっているが、情報公開実施状況をみると、下水道布設図が多いが、町民以外にも広く運用で認めているのか。

事務局：はい。基山町情報公開条例第5条で公文書の公開を請求できるものを定めています。第1号から第4号までで町内に住所や事業所を有する個人・法人、町内に通勤・通学する者等について定めており、第5号でそれ以外として実施機関が保有している公文書の公開を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人、その他の団体も規定しております。その方々については請求書に調査・研究、取材等の理由を明記していただければ町外の個人及び法人でも取得することが可能となっております。

委員：では情報閲覧の目的が空欄になっているものが町民からの請求なのか。

事務局：そうですが、この欄が埋まっているから町外というわけではありません。請求書の様式上、情報閲覧の目的を記入してくださる町民さんもいらっしゃいます。

委員：では、先程の第5号の方からの請求が結構多いのか。

事務局：非常に多いです。

委員：非常に多いということについて、何か意見はあるか。

委員：請求があれば交付するということだと思うが、全て情報公開制度の手続きをとらないといけないのか。手続きを外すことができれば、担当課は直ちに交付でき、総務課は事後連絡を受けることで、事務手続きを減らすことができる。

事務局：下水道布設図については建設関係者が多くを占めております。基山町では情報公開条例上、即時公開を認めており、下水道布設図も即時公開で対応しております。以前、道路台帳も情報公開制度で対応していましたが、オープンデータとして町のホームページ上に公開しているので、今は敢えて情報公開制度で請求されることがありません。下水道布設図についてはシステムが整えば、情報公開請求を行わずご自身で閲覧していただけるようになるので、請求者の方をお待たせすることもなくなり、事務の簡素化も図れるのですが、今の段階では難しいところがあります。今後検討していければと思います。

委員：私自身、道路位置図を携帯で見ながら、法面が壊れかけているところが町道か否か調べることがある。システム化には膨大な費用がかかるのと、下水道は工事進行中のためそれを整備するシステムを作ることが難しい。また公表の仕方も、ホームページでと決まっているわけではない。布設図を情報公開コーナー等に設置するというような公表の方法でも情報公開請求の手続きが不要になる。ただ、建設課が月1回差し替えなければならない等の業務が必要になるのであれば、今取り組むのは時期尚早のように思う。建設課との協議の上、何らかの形で公表すれば情報公開請求から外れるので検討してもよいのではないか。

事務局：ありがとうございます。今ご意見をいただきましたので、建設課とも検討したいと思います。ただ、どういう内容で今の流れをとっているのかという経緯もあるかと思えますので、今後の課題としてどこかのタイミングでそういう形がとれるようになれば、請求者職員お互いに手続き・事務の軽減になりますので、建設課とも今後協議をしていきたいと思えます。ご意見ありがとうございます。

委員：このことは事務の軽減という趣旨でよいか。

委員：その趣旨でよい。

委員：情報提供状況において複製物の交付が2件あるが、それらは電子データの提供ということでよいか。

事務局：はいそうです。

委員：これらは請求者が望んでいたから電子データを交付をしたのか、担当課が複製物の方が適切だと考え提供したのか、どちらなのか。

事務局：どちらも請求者の方が電子データでの交付を希望されたものです。3番については、町で保有する新型コロナウイルス予防接種の接種状況等に関する請求で、該当する情報をシステムでデータとして持っていたため、必要な情報を抽出し、エクセルのような表形式のデータを交付しております。22番については、税務課が保有する町内の地番図の電子データで、システム管理しているものから必要な情報を抽出し、CD-Rに複製して交付しております。

委員：請求者がUSBやCD-Rを準備するのではなく、CD-Rの手数料をお支払いいただくことでお渡ししているということによいか。

事務局：はい。町の情報管理上できる限り外部からのUSB等を使用しないようにしているため、町で保有しているCD-Rの実費分をいただく形で交付しております。

委員：一部公開において写しの交付の場合だと、例えば非公開に該当する情報はマスキング処理をした上での写しかと思うが、複製物の場合は検索をかけるような形で、一旦見た後、必要な部分を手動で抽出するのか、AIやコンピュータ等で抽出しているのか、どのようなのか。また、公開しない理由と公開するような情報をどのように選別しているのか、具体的にどういうふうに捉えているのか。

事務局：今回の事例についてのお話になりますが、22番の税務課の案件は、システム上は所有者名等も保有しているので、そのうち土地の座標や地番の番地の情報など希望された地番図の情報だけを抽出するようシステム処理し、正しく抽出されているか、不要なものが入っていないかを職員がさらに確認したうえで出しているものになります。3番の健康増進課の案件は、保有しているデータの大部分を請求されていたかと思いますが、個人情報として出せない氏名や生年月日などを抽出しないようシステム処理し、税務課の案件と同様に行っております。エクセルに1度全データを抽出した後で非公開のデータを削除した場合、交付後に非公開データを復元される可能性もあるかと思いい、システムから抽出の段階で、外せるものは必ずそこで排除して、必要な分だけ抽出するように指導しております。

委員：昨年の案件で、情報公開請求があった日から原則14日以内に行わなければならないと

ころを、約1か月かかっている案件があったが、今回3番の案件について延長に関する書面等を提出しているということによいか。

事務局：今回は14日以内が難しいと判断した時点で延長の通知を請求者の方に出してご了承いただき、最長の30日以内できちんとご回答させていただいた形となっております。

委員：27番について、閲覧の場合は即日閲覧することが多いかと思うが、27番については翌日となっている。時間帯等の問題だったのか。

事務局：閲覧していただくものが古い文書の場合、確認に時間を要することがあります。

委員：明日来てくださいと通知したのか。情報公開条例第11条で、直ちに公開することができる場合は、口頭により通知することができるとしてある。1日が直ちといえるのかどうか、疑問に思った。

事務局：基本的には請求を一度お預かりする形になります。閲覧の多くは即日交付しておりますが、この案件については翌日閲覧に来ていただいているかと思えます。その場合も該当の書類を見つけた後に、決定通知をお出しする対応をしております。あくまで、ご請求いただいた時点で全部公開できるものに限って、その場で閲覧等に移っていただきますので、該当文書の検索が必要な場合や個人情報を含み一部公開の可能性があるような場合は、請求書を提出後、14日以内に決定についてご連絡するようになっております。27番の案件については、後日決定について連絡する旨で請求書を受領し、請求の翌日には決定通知を発出したものとなります。本審査会資料の公開年月日は、即日交付以外のものは決定通知をお出しした日としており、閲覧や交付の受け取りはお客様のご都合のつく日という形になりますので、決定後後日取りに来たり閲覧していただくという場合もあります。

委員：では24日に決定されて、閲覧に来るときに書面で決定通知をお渡したということなのか。

事務局：原則24日に郵送させていただきますが、同時に電話でも準備ができた旨をご連絡させていただきますので、郵便よりも早く役場に来られることが分かっている場合は通知もその時にお渡ししますとお伝えすることもあります。

委員：即日閲覧で1日以上遅れる場合は原則書面で渡すということによいか。また郵送もしくは手渡しについては請求者の来庁スケジュールとの兼ね合いで決定するということによいか。

事務局：はい。文書の検索・特定、個人情報などの公開できない部分がないかの確認に、お時間をいただきますということで、即日対応しておらず、結果翌日には決定が出せる状況になったため24日に決定通知を出しております。公開の日時については翌日以降の

開庁日でご来庁くださいという通知を出し、閲覧していただいております。

(2) その他
事案なし

会 長：今年度適切に行われているということを確認しました。
他になければ、進行は事務局へお返しします。

5 閉会
(事務局により閉会)

～10時55分閉会～